

| | | |
|---------------------|---|---|
| 全法労協 だより | 2013年 12月16日 No.91 | 内 容 |
| | 全国法律関連労組連絡協議会 東京都千代田区鍛冶町2-9-1 協和ビル4階 法律会計特許一般労組気付 (〒101-0044) TEL 03-3255-9280 FAX 03-3255-9281 ホームページ http://www.hou-kan.com/ | 各地でがんばる仲間たち③ 全労連・全国一般労働組合神奈川地方本部 ・法律合同分会 ----- 1 情勢にふさわしいアンケート対話運動の前 進を!! ----- 2 |

各地でがんばる仲間たち③

全労連・全国一般労働組合神奈川地方本部・法律合同分会

全国の皆さま、こんにちは。
全国一般神奈川地本（略）・法律合同分会です。

数年前に神奈川で全法労協の定期総会が行われたこともあり、神奈川のことをよくご存知の方も多いのではないかと思います。この場をお借りして法律合同分会の紹介をさせて頂きたいと思います。

わたしたちは、神奈川県下の司法関連職場の事務労働者で組織する労働組合です。残念ながら今は法律事務所以外の職場の組合員はいませんが、広く多業種の仲間の加盟を目指しています。最近では、大阪での取り組みに学び「なんでも相談会」を開催して、未組織労働者の組織化を図っています。

神奈川は、横浜に地裁本庁があり、川崎・小田原・横須賀・相模原に支部が置かれています。各地に点在する職場は交通の便が悪い地域もあり、本庁以外の地域での組織化、組織強化はこれからも課題となっています。

法律合同分会は、3つの地域と4つの職場で班を構成しており、全組合員が機関紙部・組織調査部・学習部・女性部・青年部の5つの専門部に所属しています。

機関紙部は、機関紙「うねり」を毎月定期発行しており、ホームページの管理も担っています。組織調査部は、全法労協の統一アンケートに全組合員で取り組むにあたり、訪問活動の統一行動を計画したり、アンケートの集計結果報告をまとめるなどの役割を担っています。学習部では、新入組合員向けの学習会を行うほか、定期的に学習会を行っており、今年行ったメンタルヘルス学習会は多くの参加者が集まり大変好評でした。女性部は、女性部の取り組みな



東海法労との懇親会の様子

(4 ページに続く)

情勢にふさわしいアンケート対話運動の前進を!!

現在、春闘における賃上げこそデフレ不況脱却の道であることが明らかとなり、大きな政策課題となっているものの、安倍政権は「世界一企業が活躍しやすい国」づくりによる労働法制の規制緩和を推し進め、労働者・国民の働くルールを根こそぎ崩壊させようとしています。また、社会保障の大改悪や消費税増税、原発事故の収束、TPP参加、さらには特定秘密保護法や集団的自衛権行使による解釈改憲のねらいなど、労働者・国民との矛盾はますます深まり、その暴走は激しさを増しています。

いまこそこうした労働者・国民の怒りや要求の一致点での共同に取り組み、たたかいへの参加を呼びかける労働組合の存在感を高めていくときです。

全法労協として、要求実現を形にする手段として毎年積み重ねているアンケート対話運動ですが、あらためてその結果から法律・司法関連職場の現状をとらえ、2014年「要求と実態調査アンケート」対話運動をかつてない規模で成功させ、各職場や地域、そして全国的な要求実現の運動につなげていきましょう。

法律・司法関連職場の環境は激しく変化し、特に法律関連業界では近年、弁護士急増、売上げの減少、事務所経営の悪化、将来不安などから、簡単には「賃上げ」を勝ち取れない状況がひろがっています。

図1は過去5年間の賃上げ額の推移を示していますが、1万円程度の「賃上げ」という割合が減少し、「賃上げなし(0円)」という割合が正規職員以外の時給アップ「0円」という割合と同様に3割に達し、5年前にはほぼゼロであった「賃下げ」という回答も2013年には3.65%見られるようになっていきます。

また、図2は月収の推移(正規職員)についてですが、毎年割合が一番多い「20~25万円」の層が5年前の33.36%から29.45%へと減少している一方、正規職員でありながら「10万~15万円」の層が、2.75%から8.74%に増加しています。

さらに、図3は年代ごとの平均年収の推移です。年収額の回答から中間値を取り、年代ごとに平均年収を算出したものですが、「賞与カット」を主たる理由とした年収の減収傾向が示されています。昨年は年収が前年より「減った」という回答(32.8%)が「増えた」という回答(29.5%)を上回り、全体の年収平均額も一昨年の358万円から昨年は345万円へと落ち込んでいます。

こうした背景により、毎年少なからず寄せられる「就業規則がない」「有給休暇がとれない」「社会保険に入りたい」等の職場環境の整備・改善をめぐる要求は一層深刻になることが予想され、そうしたなかで「なんとかしたい」との思いに応える労働組合の存在をひろく知らせていく取り組みが何より大切です。

全法労協の結成以来、20年近くにわたるアンケート対話運動とあわせた要求実現の運動のなかで、有給休暇の取得や育児休暇制度の確立など少しずつではありますが、全体として長く働き続けられる職場環境が増えていることがアンケート結果の比較からうかがうことができますが、今後予測される労働環境の変化をリアルにつかみながら、職場の権利や働くルールを根付かせていく取り組みが求められています。

このようにアンケート活動は自らの職場の仲間同士の生活実感を交流することからはじまり、職場を越えた仲間とともに要求に団結し、粘り強く交渉をすすめる、労働組合の原点ともいえるべき活動であることから、個々の職場の問題にとどめず、地域の同じ思いを抱えている未組織労働者の職場にも足を運び、職場の実態や要求をひろいあげていく取り組みが大切になってきます。

それぞれの条件を生かし、組合員全員が参加できるような 2014 年アンケート対話運動の取り組みを追求し、多くの仲間の要求を積み上げ、全国の法律・司法関連業種で働く多くの仲間の要求実現の展望を切り開きましょう。

図 1

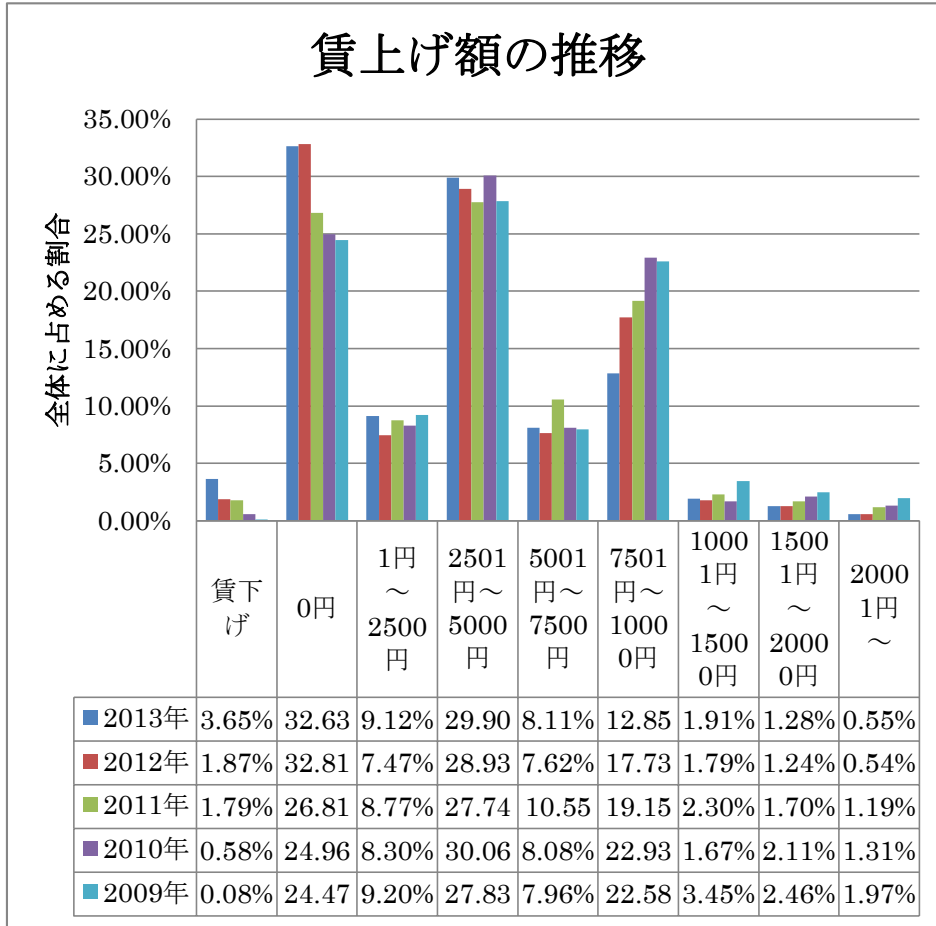


図 2

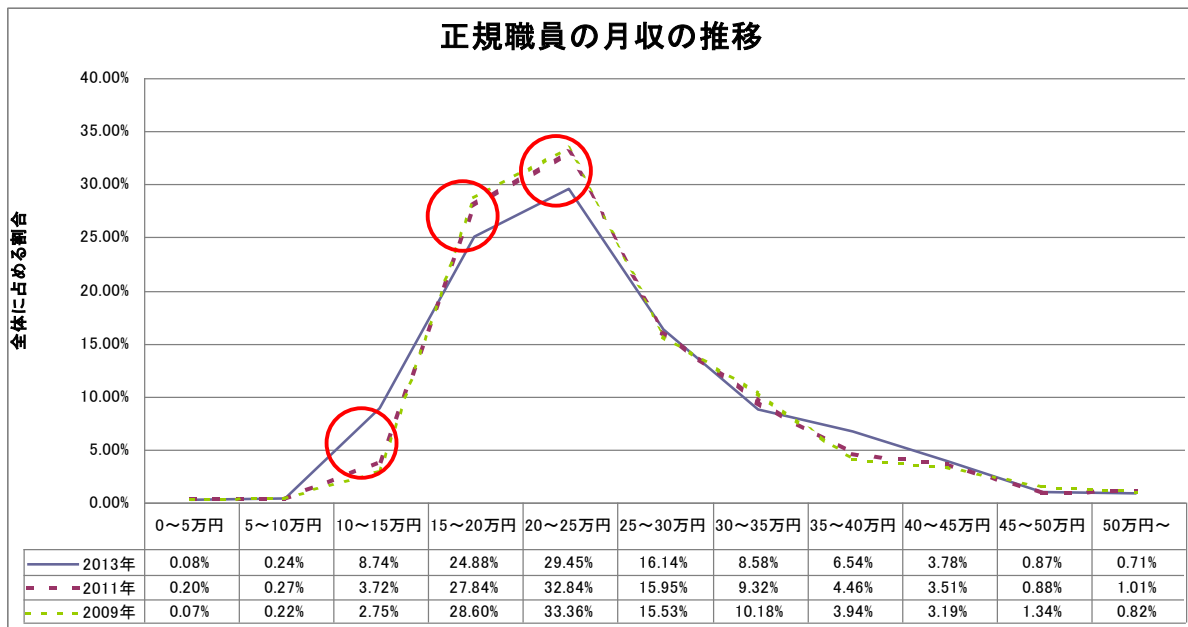
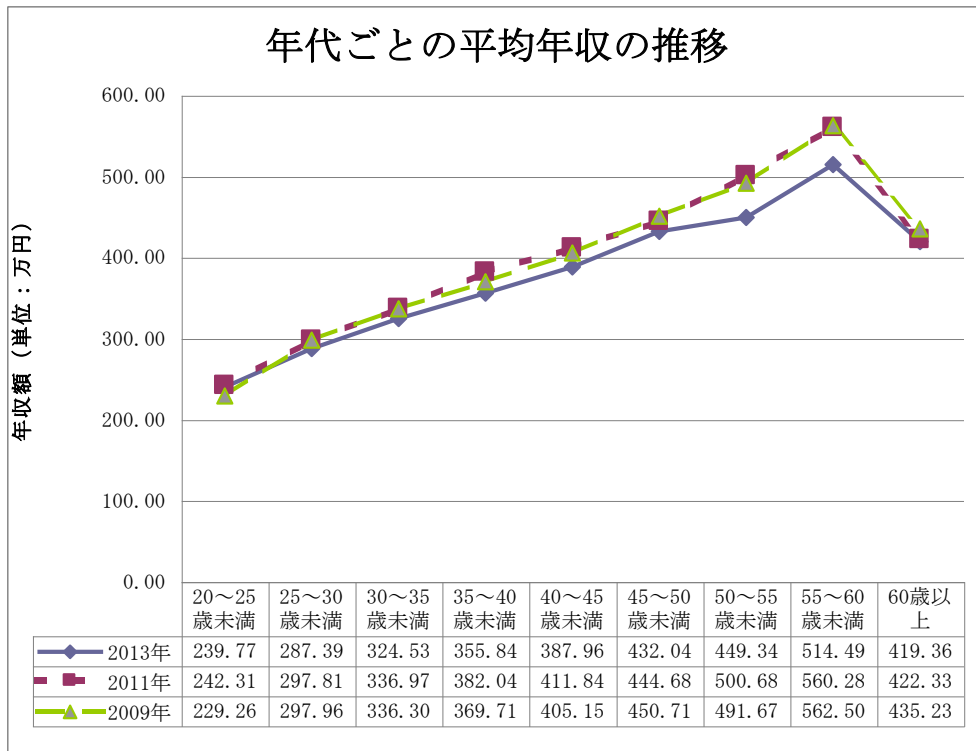


図3



(1 ページから続き)

どを掲載した通信「あのね」を定期発行するほか、毎年7月には江の島で「夕涼み会」を開催しており、組合OBなども参加する定例行事となっています。青年部は、お花見の時期や暑気払いの時期に組合内外の人を集めた懇親会を開催しています。

10月に開催された定期大会では、4名の新役員が承認され、新たな執行部体制がスタートしました。今期の役員の中には、解雇撤回争議や法全連全国交流会の実行委員会で労働組合の仲間の真剣な姿をみて組合に加盟した人もおり、これまでの地道な労働組合の活動が信頼を得てきた成果であることを喜んでいます。

話は変わりますが、つい先日、東海法労の皆さんが横須賀基地見学ツアーに神奈川を訪れた際、中華街で円卓をかこんでお食事会が行われました。様々なお話をお聞きすることができ、大変勉強になりました。毎年行われているという平和探求ツアーは、とても魅力的な企画で、神奈川でも是非とも取り組みみたいと思っています。

皆さま、神奈川にお越しの際は、分会にお声かけくださいませ。「おもてなし」いたしますよ。

分会長 森下純子